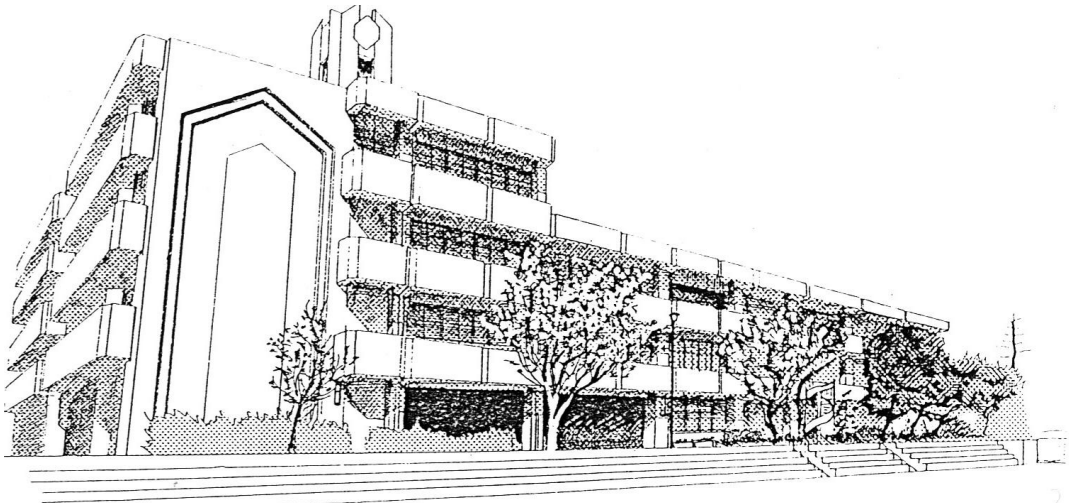


# PTA規約

- ・規約の解釈と内規・慣習について
- ・弔意に関する規定



横浜市立六角橋中学校 P T A

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は横浜市立六角橋中学校PTAと称し、事務局を横浜市立六角橋中学校内（横浜市神奈川区六角橋5-33-1）に置く。

## 第2章 会員

第2条 本会の会員になることができる者は、本校に在籍する生徒の保護者及び、本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 目的

第3条 本会は次の諸項を目的とする。

- (1) 家庭・学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- (2) 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促進するために、保護者に対して成人教育を盛んにする。
- (3) 民主的教育に対する理解を深めこれを推進する。
- (4) 家庭と学校との関係を一層密接にし、生徒の訓育について保護者と教職員とが聡明な協力をするようにする。
- (5) 保護者と教職員と地域の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達を図る。
- (6) 学校の教育的環境の整備を図る。
- (7) 法律の手続きにより、公立学校に対する公費による適正な指示を確保することに協力する。
- (8) この地域における社会教育の振興をたすける。
- (9) 国際親善につとめる。

## 第4章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第5条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務（公務を問わず）の候補者を推薦することもできない。

本会及び本会の役員は、その名において営利的、宗教的、政党的その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をもってはならない。

本会は会の運営に関連する法令等を遵守する。

第6条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第7条 本会は自立独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第8条 本会は校長、教職員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第9条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第10条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与並びに生活費に関して直接責任を負うものではない。

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 第5章 会計

- 第11条 本会の経費は会費及び事業収入を以て支弁する。会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合には総会における多数決で承認を得なければならない。
- 第12条 会費は一家庭及び一教職員につき年額3,000円とする。
- 第13条 本会の資産は第3章の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
2. 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、年度の開始日から総会までの会計は、前年度の例により支出することができる。

## 第6章 役員及び会計監査の選挙・選出

- 第15条 本会の役員及び会計監査は次のとおりとする。
- (1) 会長 1名 (保護者)
  - (2) 副会長 2名 (保護者)
  - (3) 書記 2名 (保護者及び教職員)
  - (4) 会計 2名 (保護者及び教職員)
  - (5) 会計監査 3名 (保護者)
2. 校長を顧問とする。
3. 役員及び会計監査の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第16条 役員及び会計監査の選出及び就任は次のとおりとする。
- (1) 指名委員会を10月1日に発足する。なお構成等については別に定める。
  - (2) 指名委員会は指名委員氏名を全会員に通知する。
  - (3) 役員及び会計監査候補者の指名は、指名委員会によってなされる。その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
  - (4) 指名委員会は同意を得た役員及び会計監査候補者の指名を総会の1週間前までに全会員に通知する。
  - (5) 次年度の役員及び会計監査の候補者は、3月総会において承認される。
- 第17条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

## 第7章 役員及び会計監査の資格及び任務

- 第18条 役員及び会計監査の資格は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員とする。
- 第19条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は総会及び実行委員会等の会議を召集する。会長は、専門委員会の正副委員長を承認し、役員及び校長の承認を得て委嘱する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には、その代理をつとめる。
  - (3) 書記は総会及び実行委員会の議事を正確に記録し、議事録を作成する。
  - (4) 会計は本会すべての金銭の収入支出を正確に記帳し会計事務を行う。次年度5月総会において会計監査を経た決算報告をする。
  - (5) 会計監査は当該年度の会計を中間と年度末に監査し、その結果を全会員に報告する。
2. 役員及び会計監査に欠員を生じた場合、補充の人選を会長、校長に一任する。

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 第8章 総会等

- 第20条 1. 総会は、最高の議決機関であり、定期総会は、年度初め(5月)及び年度末(3月)の年2回、招集又は書面等にて開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。  
2. 定期総会は次の事項を行う。  
(1)前年度事業報告の承認  
(2)前年度決算報告の承認  
(3)年度事業計画案の審議及び承認  
(4)年度予算案の審議及び承認  
(5)次年度役員及び会計監査の承認  
(6)その他の事項
- 第21条 総会の日時、場所及び議題は総会の1週間前までに全会員に通知する。
- 第22条 総会の定足数は全会員の5分の1とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状を認める。
- 第23条 臨時総会は、役員と実行委員会が必要と認めた場合又は全会員の5分の1以上の要求があった場合に、会長が召集する。
- 第24条 役員会、各種委員会、その他の会議等は、必要に応じて随時開かれる。

## 第9章 実行委員会

- 第25条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の役員、顧問、専門委員会の正副委員長によって構成される。
- 第26条 実行委員会の任務は次のとおりとする。  
(1)各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。  
(2)総会に提出する報告書を作成する。  
(3)その他全会員により委任された事務を処理する。  
2. 正副委員長に欠員を生じた場合、補充の人选は会長、校長に一任する。
- 第27条 実行委員会の例会は原則として毎月1回開かれる。
- 第28条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。ただし、委任状を認める。会長又は委員の半数以上が必要と認めた時は、臨時会議を開くことができる。

## 第10章 委員会の選定

- 第29条 委員会には専門委員会、その他の特別委員会がある。
- 第30条 専門委員会には学年学級委員会、広報委員会、保健成人委員会、及び地区委員会がある。
- 第31条 専門委員会の委員の構成は次のとおりとする。  
(1)地区委員会を除く専門委員会の委員は学年選出の委員とする。  
(2)地区委員は各地区選出の委員とする。

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 第11章 委員会の任務

- 第32条 学年学級委員会は学年学級での活動を通じ、PTA活動を推進すると共に、教育環境の整備充実をはかる。
- 第33条 広報委員会はPTA活動を円滑にし、会員の意識を啓発するための広報活動を行う。
- 第34条 保健成人委員会は会員及び生徒の健康の保持増進並びに福祉の向上をはかると共に、会員の教養を高め、あわせて親睦をはかるための企画を運営する。  
2.生涯学習に関する部会の事務及び連絡調整を行う。
- 第35条 地区委員会は地域での活動を通じ、PTA活動を推進し、あわせて地区毎に地区責任者を決め、校外指導にあたる。
- 第36条 特別委員会の任務は、内規に定める。
- 第37条 特別委員会及び専門委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に、図らなければならない。

## 第12章 慶弔

- 第38条 本会の会員その他に関する慶弔は、内規に定める。

## 第13章 内規

- 第39条 本会の運営に関し必要な内規は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決により改廃する。

## 第14章 改正

- 第40条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。ただし、改正案については、その総会の1週間前までに、その内容を全会員に通知しておかなければならない。

## 第15章 設立年月日

- 第41条 本会の設立年月日は昭和22年5月1日とする。

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

付則

昭和56年	4月	制 定
昭和60年	3月	一部改正
昭和63年	3月	一部改正
平成 3年	4月	一部改正
平成 8年	3月	一部改正
平成12年	3月	一部改正
平成14年	3月	一部改正
平成16年	3月	一部改正
平成23年	5月	一部改正
平成28年	5月	一部改正
平成29年	5月	一部改正
令和 3年	5月	一部改正
令和 5年	5月	一部改正
令和 6年	3月	一部改正

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 規約の解釈と内規・慣習について

横浜市立六角橋中学校PTA

1. 会計年度は4月1日から翌年3月31日迄になっているので、5月総会に提出する会計報告・会計監査報告は前年度の役員・会計監査が行う。
2. 3月総会で選出された役員は、5月総会までに委員会を構成する。
3. 3月総会から次年度5月総会までは、新旧役員、正副委員長が併行して業務にあたる。
4. 専門委員会（学年学級・広報・保健成人・地区）のそれぞれの正副委員長は、話し合い等で選出する。ただし、役員及び校長の承認を得て会長が委嘱する。
5. 学年学級・広報・保健成人の各委員会の委員については、原則学年より選出するものとする。
6. ・地区委員会の委員は、地区毎に選出する。委員の数は、地区の事情で増減を認める。  
・地区は、神橋小、神大寺小、斎藤分小（含城郷小、篠原西小）、及び中丸小とし、学区外については、最も近い小学校区に含まれるものとする。
7. 特別委員会は、実行委員会において必要と認められた時に発足でき、任務は兼任することができる。ただし、いかなる事業計画についても、実行委員会の承認を得なければならない。
8. 指名委員会は例えば次の7名により構成する。

地区委員	4名
実行委員	2名
教職員	1名
9. 卒業準備委員会は例えば次の通り構成する。

3年生学年学級委員
3年生実行委員
3年学年主任
10. PTA活動のために会員が出張した場合、会長の承認を得て交通費の実費を支給する。PTA活動のための物品購入等も、会長の承認を得て実費を支給する。
11. 会員の教養を高め、親睦を図り、PTA活動の理解を深めるために生涯学習に関する部会を設置する。
  - ・部会の設置及び廃止等については、保健成人委員会が窓口となり、実行委員の承認を得るものとする。
  - ・各部会の部員については、現役会員及び現役会員から継続（途中休部も含める）して入部していた場合に限る。
  - ・各部会の代表は、現役会員の中から選出することを原則とする。
  - ・各部会の構成・活動・会計については、毎年報告をする。
  - ・各部会の年間の助成金については、5月末現在の現役会員の人数に応じて、実行委員会で定める。（役員会が提案し、当面は上限3万円とする。）

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 12. 個人情報保護法の遵守（平成27年度改正）

- ・全会員の名簿は保持しない。
- ・活動に必要な情報のみ、会員の同意を得て提供を受ける。取り扱いには十分に注意し、利用後は破棄する。
- ・メールアドレス等の連絡先は、PTA活動のみに利用する。活動期間終了後、速やかに消去する。
- ・広報紙等の印刷物作成時は、掲載不可な情報が無いか学校と確認する。



# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

付則

昭和56年	4月1日	制定
平成3年	4月23日	一部改正
平成8年	3月14日	一部改正
平成12年	4月1日	一部改正
平成14年	2月16日	一部改正
平成15年	1月18日	一部改正
平成15年12月	17日	一部改正
平成16年	3月4日	一部改正
平成19年	2月22日	一部改正
平成23年	2月21日	一部改正
平成24年	4月24日	一部改正
平成27年	4月21日	一部改正
平成29年	5月12日	一部改正
令和3年	5月21日	一部改正
令和6年	3月1日	一部改正

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

## 弔意に関する規定

横浜市立六角橋中学校PTA

第1条 六角橋中学校教職員に対してPTAは下記により弔意を表す。

1. 不幸の場合

本人の場合は、香典10,000円と花輪又は生花とする。

配偶者の場合は、香典5,000円と花輪又は生花とする。

父母（同居の義父母）の場合は、香典5,000円とする。

子供の場合は、香典5,000円とする。

第2条 六角橋中学校生徒及び会員に不幸があった場合は、香典10,000円と花輪又は生花を供え弔意を表す。

第3条 本規定の適用にあたり急を要する場合は会長専決にて執行し、実行委員会の承認を得る。

# 横浜市立六角橋中学校PTA規約

付則

本規定は昭和56年4月1日から施工する。  
本規定は昭和61年 5月 1日 一部改正  
本規定は平成 3年 4月23日 一部改正  
本規定は平成 8年 3月14日 一部改正  
本規定は平成12年 4月 1日 一部改正  
本規定は平成14年 2月16日 一部改正  
本規定は平成21年 4月 1日 一部改正  
本規定は平成23年 5月10日 一部改正  
本規定は令和 6年 3月 1日 一部改正